

添田町 町政出前座談会実施要綱

平成 24 年 2 月 14 日

告示第 6 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、連携と協働による自立のまちづくりを推進するため、町民が主催する座談会に町長等が出席し、町政や町づくり等について説明や意見の交換を行い、添田町町政出前座談会（以下「座談会」という。）を実施することにより、今後の町政に役立てることを目的とする。

(対象)

第 2 条 座談会を申し込むことができる者は原則として、町内に在住、在職する者で構成された、各種団体及びグループ等（5 名以上）とする。ただし政治団体や宗教団体を除く。

(開催日時)

第 3 条 座談会は原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く日の午前 9 時から午後 8 時までとし、1 回の開催時間は 1 時間程度とする。ただし町長が特に認めた場合はこの限りでない

(開催場所)

第 4 条 座談会の開催場所は町内に限るものとし、当該場所の確保及び座談会の運営は、座談会を開催しようとする団体等の代表者(以下「申込者」という。)が行うものとする。

(座談会の申し込み)

第 5 条 申込者は、開催希望日の 1 か月までに出前座談会申込書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

(開催の決定)

第 6 条 町長は、前条に規定する申込みがあったときは、内容及び開催日時等について協議し、座談会の内容に応じて担当課等と調整の上、実施の可否を決定し、出前座談会実施可否決定通知書(様式第 2 号)により申込者に通知するものとする。

(開催の制限)

第 7 条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、座談会を実施しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員等若しくは暴力団と密接な関係にあると認められるとき。
- (4) 批判、苦情又は個別相談等を目的として行うおそれがあると認められるとき。
- (5) 全各号に掲げるもののほか、座談会の目的に反すると認められるとき。

(庶務)

第 8 条 座談会に関する庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。